第 1 章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

(策定の背景)

我が国における急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

平成元年には、合計特殊出生率¹が 1.57まで低下し、先進国の中でも最も少子化が進んだ国の一つになりました。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な次世代育成支援対策 を推進するため、全ての地方公共団体に行動計画の策定を義務づけました。

平成17年には初めて総人口が減少に転じ、出生数、合計特殊出生率とも過去最低を記録しました。 こうした予想以上の少子化の進行に対応するため、平成19年2月に国の少子化社会対策会議の下 に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議を設置し、同年12月に、「子どもと家族を応援する 日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)をとりまとめました。

「重点戦略」では、①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス²)の実現(以下「ワーク・ライフ・バランス」という。)、②包括的な次世代育成支援の枠組みの構築、の2点を「車の両輪」として進めていくという方向性が示されました。また、「重点戦略」を踏まえて、平成20年12月には、地域や職場における次世代育成支援に向けたさらなる取組の推進や、社会的養護が必要な児童への支援の充実、新たな保育サービスの創設などを主な内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一層の子ども・子育て支援の推進を図ることとしています。

(策定の趣旨)

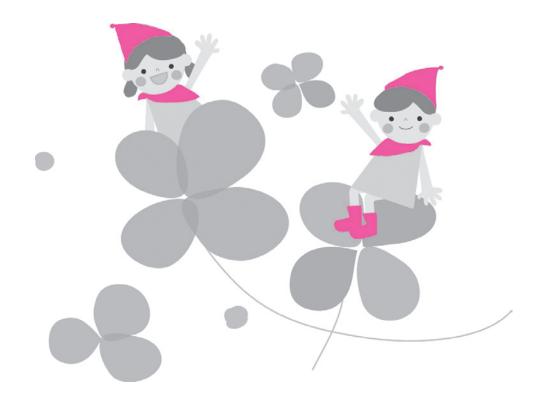
本市では、平成10年12月に国のエンゼルプラン³に基づく「かわさき子ども総合プラン」を策定し、総合的な子育て支援を進めてきました。その後、平成15年の次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』(以下「前期計画」という。)を策定し、平成17年度から平成21年度の5年間を計画期間として、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが 健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となってい ます。

² 平成 19 年 12 月に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

³ 旧文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(平成6年12月16日)のことであり、子育て支援のための施策の基本的方向として、①子育てと仕事の両立支援の推進、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅及び生活環境の整備、④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、⑤子育てコストの軽減、の5点が位置づけられていた。

こうしたことから、本市が次世代育成支援を総合的かつ計画的に進めるために、「前期計画」の進捗状況や市民ニーズ、子どもと家庭をとりまく社会状況の変化を踏まえ、『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)』(以下「後期計画」という。)を策定するものです。



2 計画の位置づけ

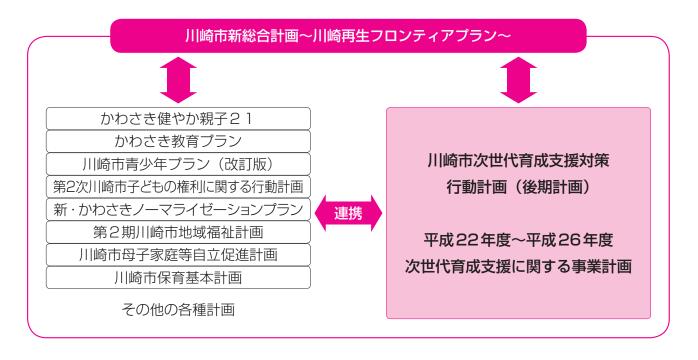
- この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画であり、安心して子どもを生み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- 後期計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育ニーズ、 小学生・中学生・高校生の日常生活の実態等を把握し、計画に反映するために、2種類の調査(「川 崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(以下「ニーズ調査結果」という。)、「川崎市子 どもの意識調査報告書」(以下「子どもの意識調査結果」という。))を実施しました。

調査の概要

区分	次世代育成支援に関するニーズ調査	子どもの意識調査
目的	市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等 を策定するための基礎資料とする。	を把握し、次世代育成支援対策行動計画後期計画
実施時期	平 成 21	年 2 月
調査対象	就学前児童の保護者 7,500 人 就学児童の保護者 7,500 人	小学生 1,000 人 中学生 1,000 人 高校生 1,000 人
抽出方法	無作	魚 抽 出
回収率 ()内は有効 回答者数	就学前児童の保護者 45.9% (3,440人) 就学児童の保護者 39.4% (2,953人) 合 計 42.6% (6,393人)	小学生 45.2% (452人) 中学生 33.3% (333人) 高校生 21.0% (210人) 合 計 33.2% (995人)

- 後期計画の策定にあたっては、地域で子育て支援に関わっている団体の代表や公募の市民で構成する次世代育成支援対策地域協議会を設置し、学識経験者などで構成する川崎市児童福祉審議会との合同会議を開催して、本市における次世代育成支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しています。
- 後期計画は、市の基本方針である『川崎市新総合計画〜川崎再生フロンティアプラン〜』をはじめ、『かわさき健やか親子 21』『かわさき教育プラン (第2期実行計画)』『川崎市青少年プラン (改訂版)』『第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画』『障害者保健福祉計画 新·かわさきノーマライゼーションプラン』『第2期川崎市地域福祉計画』『川崎市母子家庭等自立促進計画』『川崎市保育基本計画』など各種計画との整合性を図り策定しています。

■ 他の計画との関係



3 計画の期間

この計画は、平成17年度を初年度とし平成26年度までの10年間にわたる次世代育成支援対策行動計画の後期5か年(平成22年度から平成26年度まで)を計画期間としています。

平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 前期計画 見直し・策定 後期計画

■ 計画の期間

4 計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

5 これまでの取組状況

(1)「前期計画」を振り返って

本市では、「前期計画」に基づき、6つの基本目標に沿って施策を展開してきました。 平成20年度までに実施した施策の進捗状況の主な内容は以下のとおりです。

なお、「前期計画」の各年度ごとの進捗状況の詳細については、本市のホームページ『かわさき子 ども「夢と未来」プラン〜川崎市次世代育成支援対策行動計画〜』に掲載されています。

http://www.city.kawasaki.jp/35/35syosi/home/jisedai/index2.htm

【基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり】

施策の方向	推進施策	平成 20 年度までの実施状況(主なもの)
1 子どもの権利の尊重	○子どもの権利についての 普及、啓発○子どもの意見表明・参加 の促進○子どもの権利侵害に対す る相談・救済○児童虐待等への対応の充 実○多文化共生の推進	 〈平成17年度〉 ・児童虐待防止センターを中央児童相談所内へ移設し、対応の充実と迅速化を図りました。 〈平成18年度〉 ・児童相談体制の強化を図るため、4月にこども家庭センターを開設すると同時に、川崎市要保護児童対策地域協議会を設置しました。 〈平成19年度〉 ・「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。 〈平成20年度〉 ・児童虐待の通告や子育て不安等への対応を強化するため、フリーダイヤルの導入や相談体制の整備等を行いました。
2 子どもの参 加の推進	○子ども会議の推進 ○子どもの主体的な活動の 推進	《平成 17 ~ 20 年度》 ・川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議を開催し、子ども自身の意見表明を支援しました。

【基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり】

施策の方向	推進施策	平成 20 年度までの実施状況(主なもの)		
1 男女がとも に担う子育 ての推進	○男女がともに担う子育て の意識啓発 ○若い世代からの子育ての 意識づくり	〈平成17~20年度〉 ・両親学級、プレパパママ教室、男女平等推進学習において一部土日・夜間に開催するなど、男性の参加がしやすい講座の実施に努めました。 ・全公立保育園で育児体験学習を実施しました。		
2 子育てしや すい就労環 境の整備	○育児・介護休業制度等の 啓発・利用促進○仕事と子育てが両立でき る職場づくり	 〈平成17~20年度〉 ・「かわさき労働情報」を通じた育児・介護休業制度の 啓発や男女共同参画センターでの講座等を開催しました。 〈平成19~20年度〉 ・八都県市⁴による「ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」(啓発や推進フォーラムの開催など)を実施しました。 		
3 多様な保育 サービスの 充実	○保育受入枠の拡充○多様なニーズに応じたサービスの充実○保育サービスの質の向上	 〈平成17~20年度〉 ・認可保育所定員や延長保育事業、一時保育事業の拡充を図りました。 ※目標事業量の進捗状況参照 ・平成17年10月から保育所の第三者評価を開始しました。 〈平成19年度〉 ・「保育緊急5か年計画」を策定し、保育受入枠拡大に向けた取組を進めました。 		
4 要支援家庭対策の充実	○社会的養育が必要な子どもへの支援○児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援○ひとり親家庭への支援○障害のある子どもへの総合的支援	 〈平成17~20年度〉 ・新たな障害児地域療育センターの整備に向け、候補地の選定や基本構想の策定、関係者との調整等を行いました。 ・ひとり親家庭支援のため、就業・自立支援センターに就労相談員を設置し、無料職業紹介業務を実施しました。 〈平成19年度〉 ・発達障害児・者の支援を行う「発達相談支援センター」を開設しました。 		
5 経済的負担 の軽減	○幼稚園等の保育料負担の軽減○教育費の援助○医療費等の支援○児童手当制度等の充実	(平成17~20年度) ・私立幼稚園の保育料補助について、国の制度改正に合わせた補助対象の拡大や補助額の増額に対応するとともに、市単独事業分の補助額も増額しました。 ・小児医療費助成制度については、所得制限の緩和を図るとともに、入通院助成対象年齢を小学校就学前までに拡大しました。 ・児童手当制度については、所得制限の緩和や支給額の拡充等を図りました。		

⁴ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市の、首都圏の4都県と4政令指定都市。

【基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり】

施策の方向	推進施策	平成 20 年度までの実施状況(主なもの)
 地域における子育て家庭への支援 	○区における子育て支援の 拠点づくり ○親子が気軽に集える場の 提供 ○育児サポートの充実 ○民生委員・児童委員、主 任児童委員活動への支援 ○保健福祉センター、保育 所、幼稚園等における地 域子育て機能の充実	 〈平成17年度〉 ・区役所を子育ての総合的な拠点とするため、各区にこども総合支援担当を配置しました。 ・出産後間もない家庭への産後家庭支援へルパー派遣事業を開始しました。 〈平成20年度〉 ・各区の「こども総合支援担当」を「こども支援室」に組織改正し、体制の強化を図りました。 ・市内7か所のこども文化センターにおいて、10月から新たに「児童館型」の地域子育て支援センター事業を開始しました。 〈平成17~20年度〉 ・地域子育て支援センターを拡充しました。 ・ふれあい子育てサポート事業を実施しました。 ・※目標事業量の進捗状況参照 ・各区のこども支援室や保健福祉センターにおいて、地域の関係機関等とのネットワークづくり等の子育て支援事業を推進しました。
2 相談・情報 提供の充 う で カづくり	○相談体制の充実○子育て情報の提供の充実○子育てネットワークづくりの推進○子育てサークル活動などへの支援	 〈平成17年度〉 ・児童虐待防止センターを児童相談所内に移設し、児童虐待の通告や相談に対する対応の迅速化を図りました。 〈平成17~20年度〉 ・保育園等において、相談事業を実施しました。 ・全市版・区版子育てガイドブックの配布やホームページによる情報提供を行いました。 〈平成18年度〉 ・複雑・多様化する相談等に総合的に対応するため、こども家庭センターを設置しました。 〈平成19年度〉 ・子どもに関する総合的な相談窓口として、各区に「こども相談窓口」を開設しました。
3 健やかに育 ち、育てる 地域活動の 促進	○青少年の健全な育成環境の形成○青少年育成団体活動の推進	〈平成17~20年度〉 ・子どもたちの健全育成のため街頭キャンペーンの実施や、各区で「こども110番」情報交換会を開催しました。

【基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり】

施策の方向	推進施策	平成 20 年度までの実施状況(主なもの)
1 安心できる 妊娠と出産	○妊産婦の健康診査・健康相談等の充実○両親学級の充実○不妊治療への対応	 〈平成18~20年度〉 ・区こども相談窓口において、母子健康手帳交付時の相談体制や、子育て支援サービスの情報提供の充実を図りました。 〈平成17~19年度〉 ・特定不妊治療の費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を平成17年度から開始し、平成18年度には、助成期間を5年に延長しました。さらに、平成19年度には所得制限を緩和するなどの充実を図りました。 ・両親学級のテキストを改訂し、禁煙指導や望ましい食生活、う蝕の予防等についての教育を充実しました。 〈平成20年度〉 ・妊婦健康診査の助成回数を2回から5回に拡大するとともに、助成額を増額しました。
2 親と子の健康づくり	○健康診査・育児相談・地区活動等の充実○家庭訪問指導の充実○母子保健教室の充実○「食育」の推進○歯科保健の充実○外国人に対する母子保健サービスの充実○周産期・小児救急医療体制の充実○アレルギー対策の充実○予防接種事業の推進	 〈平成17年度〉 ・養育支援の必要な家庭を早期に把握し支援するため、11月から要支援家庭への家庭訪問事業を開始し、フォロー体制の充実を図りました。 〈平成17~20年度〉 ・外国籍妊婦のため、外国語版母子健康手帳を交付しました。 〈平成19年度〉 ・市民等による「川崎市食育推進会議」を設置し、川崎市食育推進計画を策定しました。 〈平成20年度〉 ・平成21年度の総合周産期母子医療センターの開設に向けて、聖マリアンナ医科大学病院の改修工事を実施しました。4月から市立川崎病院において、NICU(新生児特定集中治療室)を再開しました。
3 思春期の保健対策の充実	○思春期保健相談等の充実○思春期保健健康教育の推進○エイズ対策の強化	 〈平成17年度〉 ・教師のための性教育の手引き「川崎市がめざす性教育の考え方・進め方」を発行しました。 〈平成17~20年度〉 ・区保健福祉センターと学校等が連携し、思春期保健健康教室を推進しました。 〈平成18年度〉 ・思春期電話相談事業は、こども家庭センターの事業として充実を図りました。 〈平成19~20年度〉 ・こども家庭センター、区こども相談窓口、区保健福祉センター等、相談窓口の拡充を図りました。

【基本目標5 子どもが豊かにに育つ学びや遊びの場づくり】

施策の方向	推進施策	平成 20 年度までの実施状況(主なもの)
1 家庭や地域 の教育力の 向上	○家庭教育の充実○地域の教育力の向上	 〈平成17~20年度〉 ・市民館等で開催する家庭・地域教育学級において、保護者が参加しやすい条件整備を図りました。 〈平成18~20年度〉 ・地域教育会議の予算について見直し、柔軟な運用を図りました。 ・川崎市地域教育会議のホームページを開設し、情報提供に努めました。
2 幼児・学校教育の充実	○豊かな人間性の育成 ○健やかな身体の育成 ○確かな学力の定着 ○地域の教育力を生かした 特色ある学校づくり ○特別支援教育の推進 ○指導・相談体制の充実 ○幼児教育の充実	 (平成17年度〉 ・教育ボランティアをまとめる「教育ボランティアコーディネーター」を新たに112校に配置しました。 ・市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談の充実を図りました。 (平成19年度〉 ・「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園(研究実践園)のあり方に関する基本方針」を作成し、平成22年4月に幼保連携型の認定こども園を開園する方針を明らかにしました。 (平成20年度〉 ・私立幼稚園における子育て支援の充実を図るため、補助事業を開始しました。 (平成18~20年度〉 ・コミュニティスクールの研究校を指定し、子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加を推進する取組を進めました。 (平成18年度4校→平成20年度8校)
3 遊びや体験の場の整備	○子どもの遊びと健全育成の推進○自然体験学習等の推進○文化・芸術活動の推進○スポーツ活動の推進	 〈平成17年度〉 ・リフレッシュパーク事業により、桜川公園の整備を完了するとともに、御幸公園の整備計画を策定しました。 〈平成18年度〉 ・こども文化センター6か所において、障害のある中・高校生の居場所として「タイムケアモデル事業」を開始しました。 〈平成18年度6か所→平成20年度8か所) 〈平成19年度〉 ・子育て支援の視点から、保護者の就労等で午後6時までのお迎えが難しい場合に時間を延長してわくわくプラザを利用できる「子育て支援・わくわくプラザを利用できる「子育て支援・わくわくプラザ事業」を開始しました。

【基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり】

施策の方向	推進施策	平成 20 年度までの実施状況(主なもの)
1 子育てに配 慮した住宅 の整備	○子育てに配慮した民間住宅の普及推進○特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進○市営住宅の入居システムの工夫○健康で安全な居住環境の推進	 〈平成18年度〉 ・市住宅政策審議会において、子育て世帯に配慮した民間住宅の普及施策について答申を受けました。 ・川崎市シックハウス対策会議を設置し、市有施設のシックハウス対策の強化を促進しました。 ・特定優良賃貸住宅等の入居に際して、18歳未満の同居者がいる子育て世帯に対する入居収入基準の緩和を行いました。 〈平成20年度〉 ・「子育て等あんしんマンション認定制度」が創設され、1団地を認定しました。
2 安心して外 出できる環 境の整備	○福祉のまちづくりの推進○授乳コーナー、ベビーベッド等の設置の促進○バリアフリー化の推進○安全で快適な道路環境の整備	 〈平成17~20年度〉 ・バリアフリーを推進するための基本構想を策定した市内 12 駅について、順次歩行空間の整備を進めました。 ・区役所等の庁舎に授乳コーナー、ベビーベッド、ベビーキープ等を設置しました。 ・鉄道駅舎へのエレベーターやエスカレーターの設置を進めるとともに、エレベーター設置に際し補助を実施しました。 ・市内8地区を「あんしん歩行エリア」として指定し、整備計画に基づき、順次整備を実施しました。
3 子どもの安全を確保する活動の推進	○交通安全教育の推進 ○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	 〈平成17年度〉 ・「川崎市安心・安全まちづくり推進協議会」を設立し、地域ぐるみの防犯対策に取組みました。 〈平成18年度〉 ・「こども 110 番」のステッカーデザインにドラえもんを起用し、公用車等を活用した「こども 110 番」事業を実施しました。 〈平成19年度〉 ・各区に警察官 OB のスクールガード・リーダーを配置しました。 ・市立小学校の全児童に防犯ブザーを配布しました。 〈平成20年度〉 ・学校安全全体計画の作成が義務づけられ、各学校において作成を進めました。

(2)目標事業量の進捗状況

「前期計画」では、下記の事業について5年間で達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗 状況は以下のとおりです。

■ 目標事業量を設定した施策の進捗状況

区分	平成 21 年度の 目標値	平成16年度の 実績	平成17年度の 実績	平成18年度の 実績	平成19年度の 実績	平成20年度の 実績	平成21年度の 実績
保育所定員	12,490人	11,175人	11,295人	11,590人	12,250人	12,785人	13,605人
延長保育	126か所 (うち19時以降 19か所)	113か所 (うち19時以降 6か所)	114か所 (うち19時以降 7か所)	117か所 (うち19時以降 13か所)	123か所 (うち19時以降 22か所)	136か所 (うち19時以降 37か所)	144か所 (うち19時以降 51か所)
一時保育	20か所	9 か所	12か所	17か所	17か所	23 か所	24か所
休日保育	7か所	2 か所	3 か所	6 か所	6 か所	6か所	6か所
乳幼児健康支援 一時預かり	3か所	2か所	2か所	2 か所	2 か所	2か所	3か所
地域子育て 支援センター 子育て広場	22か所 (旧子育て広場 を含む)	8 か所 8 か所	17か所	18か所	19か所	27 か所	37か所
ショートステイ 事業	各区5人程度の 対応枠の確保	2人	2人	2人	2人	2人	2人
トワイライト ステイ事業	各区5人程度の 対応枠の確保	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ふれあい子育て サポート事業	子育てヘルパー 会員 1,000人	480人	675人	600人	587人	563人	593人
放課後児童健全 育成事業 (国庫補助対象)	71か所	56 か所	60 か所	64 か所	68 か所	75 か所	81か所

資料:川崎市市民・こども局こども本部作成資料

■ 平成21年度の目標事業量に達しなかった事業について

事 業 名	事業名 目標事業量に達しなかった理由		
休日保育事業 事業を実施する運営主体がなかったことによる。			
ショートステイ事業 計画期間中に、実施施設の整備が進まなかったことによる。			
トワイライトステイ事業 他の施策との調整を図った上で、実施に向けた制度設計が進まなかったことによる。			
ふれあい子育てサポート事業	子育てヘルパーの活動希望日時と、支援を受けたい保護者が預かりを希望する日時が合わないことによって、活動機会のないヘルパーが会員登録を更新しなかったことや、新規のヘルパー会員の登録が伸び悩んだことによる。		

⁽注) 1. 保育所定員は各年度の4月1日現在である。 2. 平成21年度の実績におけるふれあい子育てサポート事業の子育てヘルパー会員数は、平成21年10月時点の会員数である。



□ ラム 「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略(平成19年12月)策定の視点

- 人口構造の変化に伴う労働力人口の減少は、経済成長面からも問題
- 少子化の背景には、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離が存在
- 人口減少下で、わが国の経済社会が今後とも持続的に発展していくためには、
 - ・若年層や女性、高齢者の労働市場参加の実現
 - ・国民の希望する結婚や出産・子育ての実現
 - の2点を同時に達成することが必要

その鍵は『「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造』の解消

「二者択一構造」解消のための車の両輪

働き方の見直しによる仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現

包括的な次世代育成の枠組みの構築